

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成28年10月18日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門  
秋田県監査委員 三 浦 英 一  
秋田県監査委員 石 塚 博 史  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
財 163  
平成28年10月4日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門  
秋田県監査委員 三 浦 英 一  
秋田県監査委員 石 塚 博 史  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年8月29日付け監委-338で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	秋田県大館発電事務所	監査年月日	平成28年6月24日
<p>（指摘事項） 業務委託契約の指名競争入札において、二者以上の応札が必要であるにもかかわらず、一者のみの応札で契約をしているものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>（措置状況） 指摘のあった事案については、建設工事等競争入札事務の取扱い第12の運用を誤り、一者となったにも関わらず契約を行ったものであります。</p> <p>指名競争入札において入札者が一者となった場合は、入札を延期し、追加指名を行うなど建設工事等競争入札事務の取扱いを遵守し、適切に処理してまいります。</p>			